中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

平成２３年１０月１３日
京都府信用農業協同組合連合会

京都府信用農業協同組合連合会は、農業および地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取組んでいます。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当会の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表します。

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、以下のとおり制定しています。

金融円滑化にかかる基本方針（概要）

１　新規の融資・貸付条件の変更等の申込みに対する、柔軟な対応
２　お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
３　新規の融資・貸付条件の変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
４　新規の融資・貸付条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
５　金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
６　当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、平成 22 年 1 月 14 日に公表しています。

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化法第４条および第５条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しています。

（１）コンプライアンス委員会での協議

専務、各部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）金融円滑化管理責任者および担当者の設置

営業部長を金融円滑化管理責任者、営業部を金融円滑化責任部署とし、営業部に金融円滑化担当者を設置して、当会の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしています。

（３）営業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は５年間保存することとしています。

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

（１）事業資金または住宅資金をお借入いただいている農業者または中小企業者等のお客様からの金融円滑化にかかるご相談等の窓口を営業部に設置しています。

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（１）金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客様の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等、お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

（２）また、研修等により上記取組みの対応能力の向上に努めます。

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

別表１及び別表２のとおり

第６　法第５条に基づく措置の実施状況

別表３及び別表４のとおり

第５　法第４条に基づく措置の実施状況（別表１及び別表２）

（別表１）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

		平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額		0	323	405	421	1,078	1,078	1,121	1,149		
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	323	374	405	757	1,062	1,105	1,132		
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	16	16	16	16	16		
	うち、審査中の貸付債権の額	0	0	31	0	305	0	0	0		
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		

（別表２）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

		平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数		0	1	4	5	8	8	9	10		
	うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	2	4	6	7	8	9		
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	1	1	1	1		
	うち、審査中の貸付債権の数	0	0	2	0	1	0	0	0		
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		

第６　法第５条に基づく措置の実施状況（別表３及び別表４）

（別表３）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

		平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額		0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0		

（別表４）貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

		平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数		0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		
	うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0		